

高知県中小企業等融資制度のご案内

事業承継特別保証制度融資

事業承継を促進するため、高知県独自の融資制度を設けていますので、ご活用ください。

対象資金

- 事業承継計画を実行するために必要な運転資金又は設備資金
- 事業承継の相手方(売り手)の資産取得費用
- 事業承継の相手方(売り手)の株式取得費用(下記表内の②又は③の場合に限る)
- 事業承継に伴い発生する仲介委託費用等の諸費用

対象者	県内において事業を開始しようとする方又は事業を営んでいる方 (農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)		
主な要件	・事業承継計画について、高知県事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けていること ・親族承継は対象外		
償還期間	10年以内(据置期間3年以内)(下記②又③の場合は据置1年以内)		
貸付利率 保証料率		①一般保証 又は ②経営承継準備関連保証	③特定経営承継準備関連保証
	限度額	10,000千円	
	貸付利率※1	3.08%以内	
	保証料率	0.11~0.34%※2	0.2%
	※1:貸付利率は変動です。 ※2:経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.34%)が適用されます。		
申込み先	取扱金融機関(※)又は高知県信用保証協会 ※銀行、信用金庫、信用組合の県内本支店や一部の農協 等		

金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

- ・県制度融資は、金融機関と信用保証協会の協力により、中小企業の皆様に低利・長期で融資を行うものです。
- ・県は、保証料の一部を補給し皆様の負担を軽減します。

【お問い合わせ】 高知県商工労働部経営支援課(県庁5階) TEL:088-823-9697

【HP】 [高知県経営支援課](#) [検索](#) 又は <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/>